

土木森林環境委員会会議録

日時 令和元年12月12日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後2時35分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 宮本 秀憲
副委員長 市川 正末
委員 望月 勝 白壁 賢一 大柴 邦彦 遠藤 浩
土橋 亨 藤本 好彦 鷹野 一雄

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 丹澤 彦一
県土整備部理事(次長事務取扱) 大儀 健一
県土整備部理事 雨宮 一彦
県土整備部技監 清水 敬一郎 県土整備部技監 鶴田 仁
総括技術審査監 渡井 攻
県土整備総務課長 入倉 博文 景観づくり推進室長 深澤 修一
建設業対策室長 小俣 謙 用地課長 風間 浩
技術管理課長 有泉 修 道路整備課長 飯野 照久
高速道路推進課長 秋山 久 道路管理課長 山本 修
治水課長 清水 宏 砂防課長 越智 英人
都市計画課長 若尾 洋一 下水道室長 岸川 浩
建築住宅課長 村松 恵 住宅対策室長 大澤 光彦
営繕課長 久保寺 淳

森林環境部長 丹澤 尚人 林務長 島田 欣也
森林環境部次長 山本 盛次 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 金子 景一
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 増田 義昭
森林環境総務課長 前島 斉 森林環境部主幹 中川 直美
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 関 尚史
林業振興課長 鷹野 裕司 県有林課長 斉藤 直紀
治山林道課長 山田 秋津

議題 (付託案件)

- ※第114号 山梨県手数料条例中改正の件
- ※第116号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- ※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第118号 令和元年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

- ※第120号 令和元年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- ※第121号 契約締結の件
- ※第122号 契約締結の件
- ※第123号 訴えの提起の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部、森林環境部の順により行うこととし、午前10時1分から午後1時52分（途中、午後0時9分から午後1時15分まで休憩をはさんだ）まで県土整備部関係、午後2時5分から午後2時34分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第114号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑

藤本委員 教えていただきたいのですが、この免許登録者の推移は、近年どうなっているのでしょうか。

村松建築住宅課長 新規の登録者でございますけども、平成20年が19名に対して、平成30年が13名です。

途中を見ていきますと、平成24年が13名、平成25年が11名、平成26年は9名、平成27年は10名、平成28年は8名、平成29年が9名というような推移で、10年前を19名としますと、平成30年は13名で、6割ぐらいになっております。

藤本委員 そうしますと、登録者数自体は何百人といいますか、50人とかでなくて、10名前後、20名いかないくらいで推移しているということで理解するんですけど、その数に対して、この手数料がこれだけ上がるというのは、事務的なことが大変と理解していいんですか。

村松建築住宅課長 山梨県ではそういうことですがけれども、全国的には約3万人の受験者数がありまして、この積算自体は国の政令でやっておりますので、それは全体として、計算をした結果、こういうふうになっているということでございます。

（質疑終了後、村松建築住宅課長から、藤本委員からの質問に対する訂正の申し出があり、先ほどの答弁は建築士事務所の登録数であり、2級建築士の登録者は、平成26年が16名、平成27年が18名、平成28年が18名、平成29年が21名、平成30年が17名であるとの答弁があった。）

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第116号 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

白壁委員 住宅の一部が滅失した場合というのは、火事などが発生したときと言ったんだけど、具体的に示してくれないか。

大澤住宅対策室長 一般的に考えられるのは、自分の責による出火ではない、下階とか上階からの火事などの際の消火活動によって自分の部屋の一部が使いなくなったとか、あるいは上階の漏水といった原因によって使いなくなった箇所については、その部分についての賃料をいただかないということでございます。

白壁委員 当然だろうね。今までそれがなかったということなんだろうね。変わったんだから。当然のことだと思う。

あと、債務保証会社というか、家賃の保証会社がこうやって入るようになってくると、だいぶ流動してくるよね。

ただ、この保証会社というか、この保証制度を使わずに、県外に住んでいる人たちも連帯保証人になっていいということだけど、万が一のときには、これは大変だろうね。

そうすると、家賃が振り込まれてないとか、家賃を払ってないという人たちが出ると、一々県外まで行かなければならない。もしくは連絡をとるのも大変だと思うんだけど、そういうときはどうするのだろう。また家賃が入ってこなくて、最後決算のところで調整するのかな。

それとか、少額訴訟といった30万円以下の1日結審というのものもあるんだろうけど、今度は県外となると大変だね。そういったときはどうするのだろう？

大澤住宅対策室長 今回、県外の人でも本県に来られるという方のために、県外の保証人にも拡大しておりますが、今も連帯保証人の方には、住んでいる間の滞納が、例えば2カ月目になりますと、納入協力依頼ですとか、3カ月目からは催告書ということで、そういったことで文書を出してございます。このようなことは、当然、県内でも県外でも同じ取り扱いでございます。

あとは、県外の、特に未収金の回収が困難な方につきましては、民間の弁護士事務所に債権の回収等をお願いしてございまして、そちらからも連帯保証人にも連絡をとる仕組みがございまして、そういったものも活用しながら、未収金はふやさないという方針で取り組んでいきたいと思っております。

白壁委員 基本的にはこういう形で民間の知恵というか、そういうものを導入してくるということだから、なるべくそういう保証会社にしてもらいたいことだろうね。

それで、県外の人たちの連帯保証人の資格というのは何か基準があるんですか。例えばそのときの所得証明だとか、謄本だとかで確認するとか、何か基準があるんだろうね。そうでないと、わかんないですもんね。

そういったものをしっかりやるんだけど、基本的には民間のこういうものを使っていくと、我々としても、これは安心して賃貸できる。どうだろうか。そういうのは資格があるのかということをお教えください。

大澤住宅対策室長 連帯保証人の資格はもともと、まず収入が一定程度あるということ、あと、公営住宅に入居していないことという条件がございます。それを満たしていれば、県外にいらっしゃる方でもオーケーということになってございます。

また、民間の債務保証業者でございますが、国で家賃債務保証業者登録制度というのがございまして、今68社登録してございます。県内を管轄するところがその内21社あるという状況でございますので、入居者のほうから本県を網羅する会社をピックアップする形でもって、そちらと入居する方で契約していただくという仕組みを考えてございます。

遠藤委員 民法の一部改正の件ですけれども、これは7,000余名の入居者に対してどのような周知をしていくのか、お伺いします。

大澤住宅対策室長 民法の一部改正につきましては、今契約なさっている方の契約書はそのまま継続いたします。新しい契約を新たに結ぶということとはございません。公告の中でこのような条例に改正されました、また、規則に改正されましたということでお知らせするというようにしてございます。

遠藤委員 確認ですけど、今の入居者には対応しないという意味ですか。

大澤住宅対策室長 今の入居者にも改正につきましては、県住宅供給公社を通じまして周知していきたいと思っています。

遠藤委員 わかりました。

もう1点ですけれども、4ページの説明をしていただいた中で、一番最後のところに、県外の住所を有する者が就職云々とかいう説明だったんですが、そのときに「学生は除きまして」ということを言われたんですが、学生に対する規定みたいなものがあるのか、あるいは逆はないのか、お伺いします。

大澤住宅対策室長 ここで言う学生というのは、学校教育法第1条に規定する学校在住者ということを考えてございます。それは山梨県内で具体的にどういった大学が該当するかといいますと、山梨大学、山梨学院大学、英和大学、都留文科大学、健康科学大学、大月短期大学、こういったものがこの学校教育法第1条に該当するものでございます。あと、それに入らないものとしましては、産業技術短期大学校、専門学校農業大学校、宝石美術専門学校など、そういう職業訓練校とかいったものはこの学校教育法第1条の中には該当しないということになっております。

なので、例えば農業大学校へ入って、そこから今度、山梨県内で農業に就業したいというような方はここで言う学生の中には入っていないので、入居できるということと考えております。

遠藤委員 今、教育委員会のほうで高校の入学者をふやすために、県外にも窓口を広めてくような考えもあるようですけれども、そういった場合に、この公営住宅、県営住宅が対応できないということになると思うんですが、その辺について考えがありましたら。

大澤住宅対策室長 県営住宅も、最近では空きも多くなってきているんですが、一方で、甲府市内は入居待ちもあるような状況でございます。特に学生等は甲府に大学等が多くございますから、そういったところに学生が多く入ってきてしまいますと、

通常入居する方を圧迫してしまうこと、並びに民間の住宅業者も圧迫してしまうということも考えられますので、今のところはこういった形で学生を除くということで考えてございますが、今後、また入居状況を見ながら、考えさせていただきたいと思っております。

白壁委員 その話の中で、基本的には県営住宅というのはファミリー向けだよな？ だから、例えばそういうような人口をふやしたいとか、県外からの子供たち、学生たちをといたら、やっぱりワンルームとか、そういったものをつくっていかねばならないと思うんだけど、でも、これは国交省の関係の補助金を使っていると、ワンルームはないよね？ みんなファミリー向けだよな？ これ。もともと賃貸住宅という捉え方から来ているから。そうじゃなかった？

大澤住宅対策室長 委員のおっしゃるとおり、最初、世帯向けでつくっておりますが、昔つくったものはファミリー向けでも、面積が45平米とか40平米とか、小さいものもございます。今のファミリーの生活形態に合っていないものもございます。基本的にはファミリー向けですが、そうはいつでも、まだかなり空きもございます。

だから、そういった空きも活用できますように、単身の方でも、ある範囲で入居を促進しようということで、今回こういった提案をさせていただいたところでございます。

望月（勝）委員 移住・定住の環境を促進するための効果を期待したいということでありますが、どの程度の効果を見込んでいるのかお聞きしたいんですが。

先ほどの学生さんとか、そういう人たちはやっぱり所得の関係もあるから、入居とか、そういうものの権利がないのか、そういうこともお聞きしたいんですが。

大澤住宅対策室長 今回の改正によりどのくらいの効果が期待できるかという御質問でございますが、東京有楽町にやまなし暮らし支援センターがございます。そちらでは本県へ移住希望の方のいろいろな相談があるようでございまして、そちらにあらかじめ何回か問い合わせながら進めていますが、そちらの話ですと、平成30年度の移住相談者でございますが、約1,900名あったということでございます。そのうちの8割程度の方が住居に関する相談をしているということでございます。

移住相談の傾向としても、幾つか相談がある中で、仕事がまず一番に多くて、次に住宅の相談が多いということをお伺いしまして、その中の相談者の中には、いきなり山梨に来て住宅の購入は難しいというケースも多くございまして、まずは賃貸住宅に入居しまして、現地で生活が落ちついたら、住宅の購入のステップに進みたいという方も多く聞いております。

そういったこともありまして、今回の入居要件の緩和によりまして、県外からの単身者の入居も可能となります。そうしたことで、20代、30代の若年層のUターン、Iターンにもつながるものと考えております。

望月（勝）委員 今の説明だと、東京のやまなし暮らし支援センターでそういう相談があるということでございますが、今のところ、確実に山梨県へ移住して、この住宅へ入ってくれるとか、その辺ははっきりとした見込みはまだわからないということですよ？ 実際来てみないと。

今度は県外の連帯保証人も認めたり、入居者も入れたりということでござい

ますが、こういう入居要件の緩和について、県外に対しての情報発信はどのようになっているのか、お伺いしたいんですが。

大澤住宅対策室長 入居要件の緩和ということで、県内からも必要な人は入ってきていたりということもありまして、県内にも当然周知していくんですが、県のホームページにまず掲載をさせていただきます。同時に、県営住宅の入居申し込みの業務を行っている住宅供給公社でチラシの配布等をして、こうなりましたということで周知をさせていただきます。

また、市町村とも情報を共有しまして、市町村窓口を通しての周知も図っていきます。

県外の方には、先ほどお話ししましたやまなし暮らし支援センターに情報を提供しまして、窓口で、今度はこういうふうになりましたとか、そういうことも含めまして、相談者に対して情報を提供してもらうことを考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(用地交渉の遅れについて)

遠藤委員 まず、総務課長の説明の中で、繰越明許の説明をされたんですけども、予算成立後に用地交渉などの問題点が多く残ったからという説明が一部あったんですが、予算成立後に用地交渉の問題点が出てくるというのは、それまでの段階がしっかりできてないような気がするんですけども、その辺の工事の流れというものを説明いただけますか。

入倉県土整備総務課長 予算成立前から用地交渉、また用地交渉の前には地権者への説明など含めて、そこまでに当然、工事をするのが最終目的でございますので、ある程度工事ができるという見込みを立てて、その上で工事の予算の議決をお願いしているということをやっておりますけれども、先ほどと同じような説明になってしまって申しわけないんですけども、予算は成立しましたけれども、最終的に地権者の同意などが滞ったり、得られなかったりというようなことで、工事の着手が結果的におくれてしまって、年度内の完成が難しくなったということでございます。

遠藤委員 いろいろなところで用地交渉が課題となって、工事がそのまま手がかからないような状況も、県の工事だけではなくて、市町村の工事にもあるんですけども、そういったことにならないような対策というのはされているんでしょうか。

入倉県土整備総務課長 用地交渉につきましては、用地を買わないと工事ができないものですので、用地交渉に入る前にも、事業の説明等を誠心誠意しておりまして、工事

がおくれないように、各用地の担当者が用地の取得に向けて精いっぱい努力はしているところでございます。

遠藤委員 聞き及ぶところによればいろいろな難しい状況もわかるんですけども、やっぱり時間がたてばたつほど、また世代がかわれば契約の判こをもらいに行くところもふえたりしたりして、工事ができなくなるようなケースも見受けられるので、こういうことをなくすために、ぜひ今回の繰越明許になっている部分に関して努力してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

入倉県土整備総務課長 工事については、委員御指摘のとおり、とにかく用地をしっかりと買って、それで工事を早くしていくように、今後とも地権者と誠心誠意向き合って、理解を得て、売買契約締結につなげてまいりたいと考えております。

(土木施設災害復旧費について)

遠藤委員 それで、予算についてでありますけれども、県土の4ページ、今回莫大な災害復旧に関する予算ということでもあります。知事も所信の中で、国の災害査定を待たずに取りかかったと成果として述べられましたけれども、その辺が県費の出費とか、国の補償費とかあると思うんです。既に工事が終わっているところもあるかと思っておりますけれども、そのお金がどういうふうに流れるのか、工事がどういうスケジュールになっているのかという部分について御説明いただきたい。

清水治水課長 災害復旧についてのスケジュール的なものについての御説明をさせていただきます。

まずは、台風19号の被災を受けて直ちに応急工事、緊急に機能の確保、また、その保全を行うための工事についての実施を行っております。当面は応急工事に着手して、安全の確保をします。それから、その後、国の災害査定を得て、国からの補助金をいただく中で、今、一次査定、二次査定という形の中で、一次査定については既に終了しております。二次査定については、来週16日から20日にかけて行う予定となっております。

災害査定終了後、災害復旧についての箇所、範囲、それから金額、工法等が確定してきます。確定したところで直ちに本復旧工事についての発注をとり行っていきたく、そういう流れの中で現在進めております。

遠藤委員 今、国補で出ている部分が34億8,000万円余あるんですけども、第二次査定でこれがまた変わる可能性もあるということでしょうか。

清水治水課長 現在、予算をお願いしているものについては、現在査定申請という形の中で行っている金額を計上させていただいています。これについては、査定をいただいた中で確定してまいりますので、その範囲の中で額については確定する見込みとなっております。

遠藤委員 これが今、申請を出している部分という意味ですね。わかりました。今回、迅速な対応をしてもらって、地域としては本当にありがたいと思っているんですけども、何カ所もということなんで、この災害復旧が全て早く終わるように期待をしたいと思いますが、その辺のスケジュールはいかがでしょうか。

清水治水課長 現在、災害査定を終え、今年度おおむね全箇所の85%を目安に、初年度の復旧を目指しています。

それから、災害復旧は通常3カ年の間で行う形になっています。その中で、初年度においてはおおむね終わらせるために85%を目標に、今進めている状況になります。

白壁委員 これは補助率が10分の10じゃないの？ 県債もかかってくるの？ 補助率は10分の10だよ。

あと、準公の部分については、これは上のところが県単だから、これは県債で、工事の中の算入で、おおむね25%。そうじゃないの？

清水治水課長 災害復旧については、国から3分の2で、66.7%の補助で、県は3分の1の負担となります。

白壁委員 全部66%ではないよね？ 10分の10もあるよね。

清水治水課長 基本は66.7%となりまして、そのほかに、激震等の場合によってかさ上げ等の措置という形になります。災害復旧は基本3分の2という形の中で、国補の場合はとり行っております。

白壁委員 そう。残りが県債、いわゆる起債で、工事の中に算入で、今年度額、それが約25%だ。ということは、その分で来るから、まあまあのところまで行けるということだ。10分の10は本当にないの？ あると思っていたんだけど、そうではないんだ。了解。

あと、県単のところは、今回この中からも国の補助に回っているやつはないの？ もしくは国補の中から県単にまた回ってくるものはないの？ ざっくりあるんだろうね。あと、補正をかけるということだね。それでいいのかな？

清水治水課長 まず、県単独費のほうは、一応国の補助の対象として、県の災害の場合は120万円以上という形になっていますので、それに満たないものについては、県単独費用という形になります。

それから、今から行う災害査定の中で一部認められない部分で、どうしても復旧をしなければならないものについては、新たに県単独費を充当して復旧するというものも出てくるかと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第120号 令和元年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第121号 契約締結の件

質疑

市川副委員長 この上和田トンネルの手前の未改良区間というのはまだあるんですか。

飯野道路整備課長 国道139号は大月市街からずっとここまで入ってくるんですが、上和田トンネルの手前といいますと、やっぱり大月市街にほど近いところの賑岡ですとか、そのちょっと奥の小和田、葛野川に近いあたり。それから、もうちょっと奥に行ったところにまだ未改良区間が点在している状況でございます。

市川副委員長 今回、これはバイパス工事ですよね？ 現道拡幅工事が基本だと言っていたんだけど、こういうバイパス工事の効果というのは現道拡幅とどのように違うのか、教えてください。

飯野道路整備課長 この上和田バイパスを例に申し上げますと、現道沿線には人家もある中で、山間部でございますので、落石等の危険箇所もあります。そういったところでバイパスを整備する、特にこういったトンネルですとか、橋梁整備することによって、そういった危険箇所も回避できるということです。

それから、やっぱり現道が非常に狭くて、人家が連たんしているようなところでは、やはり拡幅工事というのが非常に難しい場合もございます。ということで、そういったところを一気に解消するための手法として、バイパス整備というものをやっている状況でございます。

市川副委員長 先に行くと小菅村へ入りますよね。その小菅村との関係ですけど、小菅村を経て東京都へ行くと思うんですけど、私が承知しているのは、上野原丹波山線なんです。その上野原丹波山線はこの139号には入っていないと思うんですけど、こういった丹波山村までのこの工事による波及効果を、執行部はどのようにお考えですか。

飯野道路整備課長 上野原丹波山線は、一部小菅村から国道139号と重複をして、丹波山村方面に向かっております。

まず、この国道139号の整備効果で今見られているのが、小菅村と大月市側の交流として交通量も1.5倍ほどにふえております。それから、小菅の道の駅なども来客数が2.5倍にふえております。

ということで、整備の効果というのは小菅村内等々が見られる状況でありますので、その先の丹波山村においても、大月市側ということであれば、そこは計測しておりませんが、今までよりも来やすくとか、走行時間等が短くなっている状況は予測できる状況でございます。

遠藤委員 自転車はどこを通るんでしょう？

飯野道路整備課長 自転車でございますが、こういった車道部とか、それから路肩部とある中では、どうしても路肩部が狭い場合はやはり車道と兼用するような形での走行

ということで、トンネルの路肩、隅のほうの走行とならざるを得ないということで、こういった狭いところもございしますが、そういった自転車の通行というのもの、次の段階の整備のときにはやっぱり検討していくべきものと考えております。

遠藤委員 要するに、今回想定してないと捉えたんですが、今さらこれを広くするとか難しいんだろけれども、多分この辺は自転車が来るようなところだと想像するので、少し対策を講じたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

飯野道路整備課長 自転車の通行というのも当然、今後十分考えていかなければならないものでございまして、これも、例えば現道の活用ですとか、そういった自転車が安全に走れるようなところも考えながら進めていきたいと考えております。

白壁委員 自転車は本来車道を通る。規則を変更している場合のところは歩道を通すこともできるんだよ。道路交通法上の路肩の部分は、7.5あればこれでオーケー。それはそれでいいけど、100メートルのトンネルを、メートル当たりですると500万円だ。大体おおむね1キロぐらいの、このぐらいの断面だと、100万円の後半から200万円もあればできるぐらいのものが500万円もかかるんだけど、何でこれをオープンとかで考えないの？ そういうことは検討したのか。どうでしょう？

飯野道路整備課長 やはりトンネルは短い場合はメートル単価が高くなるといった一般的な状況がございします。

トンネルは延長にかかわらずいろんなトンネル掘削のためのプラント設備、それから排水、濁水処理等々の設備が必ず必要になってまいりますので、そういったところの分は、やはりトンネルの延長ということであると、短いほど割高なのかなと思われまます。

白壁委員 わかるんだけど、それほど土の厚さはないよね。そうなってきたときには、オープンでしたほうがもっと安くできるのではないか、そういう検討はされなかった？

例えば河口湖の湖畔の北岸で、たった30メートルのところをトンネルでやった。あれは多分、オープンだと10分の1ぐらいでできるんだよね。ただ、あそこの場合には、自然公園法があるからしょうがなくそれでやったんだろけれども、こういうところだと、多分、オープンのほうが相当安くできたと思うんだけど、そういう検討はされなかった？

飯野道路整備課長 トンネルか、もしくは明かりでというようなところは、やはり検討はすべきところですが、ただ、山を切った場合、その土地の所有と申しますか、地上にあるものとか、そういったところの影響等も考えますと、難易度としてはトンネルでというような選択肢もあるのは事実と認識しております。

実際に、山は切り取ってやっているというようなところもあると承知しておりますので、そういったところの比較というものも的確に行って、今後進めていきたいと思っております。

白壁委員 だから、このときにはそういう検討はされましたかということを知りたいんです。

飯野道路整備課長 正直検討したかどうかというのはここでは今わかりません。

白壁委員 トンネルのほうが早くて楽で、今までと同じだからということでしょうけれど。どのくらいこれの補助率？ 55？ そのくらい。

結果的にはその減らした分が県費を入れなければならないんだよね。だから、少しでも安くするというのを考え方としてはぜひ検討すべきでしょうということ。これからぜひ検討していただきたい。今からやるものも当然やっているんだろう、きっと設計コンサルタントもね。実際にはやっているんだろうけど、これから少しでも経費を抑えるということも考えていってほしいということですよ。いかがでしょう？

飯野道路整備課長 コスト縮減は重要な課題でございますので、しっかり検討して工事に反映させていきたいと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第122号 契約締結の件

質疑

土橋委員 7億1,000万円の工事というと、金額的にも大きいですよ。99.9%という落札率というのは、7億1,000万円から70万円ばかり引いたくらい。まことによくその金額が出てくる。先ほどの契約も落札率99.1%だったんですけど、99.9%をぴったり入れて入札するというのはすごいテクニックだと、普通の人みんな感じると思うんですけど、どういうルールでこの金額が出てくるかということをお教えください。

入倉県土整備総務課長 入札のルールということですが、まず、6ページに予定価格が表示をしておりますが、予定価格については、入札前に、事前に公表をしておりますので、予定価格については入札する人はわかる価格になっております。

あとは、入札の参加者として山梨県の場合は、常に20社から30社は最低でもそういう条件で入札できるような参加資格を設定しております。結果的に、このような落札率ということになったと考えております。

土橋委員 例えば、今回のこの落札率99.9%も20社で入札をして、ここに決まったということですか。

入倉県土整備総務課長 入札者は1社、1JVでございます。

土橋委員 常に20社ぐらいが入札できるような状態をつくっているという話だったけど、今回これに入札したのは1社しかなかったということですか。

入倉県土整備総務課長 委員おっしゃるとおり、最低でも20社から30社を考えて参加資格

というのは設定をしておりますけれども、本件の場合、1社の入札でありました。

土橋委員

今、こないだも常任委員会で甲府地区建設業協会と意見交換をして、そのときに「仕事が少ない」とか、「こういうまちづくりをやってくれないか」とか、いろいろな陳情を受けたりしているんですよね。

世間では「仕事が少ない、仕事が少ない」と言っている最中に、1社しか入札ができないような入札制度というのは、なんかおかしいのではないかなと思う。この工事に関しては、例えばこういう条件、こういう条件とつけ過ぎたら、最初からこの人しか入札に参加できないというような仕組みの中でやっていたら、入札するところなんか1社になってしまう。

例えば入札の仕組みの中で、「建築に対しては前年度何十億円以上の工事をやっているところであれば無理だからだめですよ」というところからスタートして行って、それで、「これ以下でもだめですよ」「これ以上でなければだめ」「こういう資格を持っている人がいなければだめですよ」「この人が常駐してくれなければだめですよ」。常にいっぱい条件をつけていったら、「ああ、これでは無理」と言って、最後に出せられる人は1社しかない。

例えばこの1社しかいなければ、当然「100万円も落としておけばいいかな」という入札金額になりますよね。だから、そういう意味でちゃんと公平にして、できる人たちが通常やっていったら1社しか入札に申し込まないというのは、ちょっとおかしいのではないかなと思ってもらえないと困ると思うんですよね。競争入札だから、例えば最低でも1社、2社、3社、4社、5社くらいが申し込んできて、「ここが1,000万円安かったよ」「ここが7億円ではなくて、6億8,000万円で出てきたよ」とか。そうでないと入札にならないよね、1社しか来ないということでは。

その仕組みの中でちょっと間違いがあるのかなということも執行部側としては考えてもらってもいいかな。誰が見てもそう思いますよ。「この仕事を出したら1社しか来ない」。20社くらいとれるような工事を出していますよと言いながら1社しか来ないということは、何かおかしいと思わなければいけないと思うけど、どうですか。

有泉技術管理課長 議員の御指摘のとおり、1社入札が多いわけですがけれども、1社入札の原因につきましては、現場の配置技術者だとか、その会社の手持ちの工事量、また会社から現場への位置とか、そういう現場条件、また、工事の精通度、その会社はその現場をどのくらい図面とか見てわかっているかというようなもので、入札するかどうかというのを決めているのではないかと私どもは思っております。

1社入札ですけれども、私どもといたしましては一般競争入札ということで行っております。この中で誰でも入札に参加できるという機会の均等とか、公正性、これは一定のルールの中でルールを公表して、そのルールの中で皆さん競争していただいております。あと、経済性ということで、1社しかないんですけれども、一番低い入札者からと契約するというような仕組みで、一般競争入札をしているということなので、入札自体には問題はないと思っております。

今の予定価格ですけれども、予定価格につきましては、私どもが工事に必要な金額を積算したものということなので、必ずしもそれに寄せてきていただくということではないんですけれども、私どもでは工事の仕様だとか工法、数量みたいなものを全て公表しております。また、歩掛りも単価も公表していると

というようなことになりますので、入札に参加していただく方は、これを使って積算すれば、私どもの工事費と近いものは積算できるのかなと思っています。

入札には、その会社が手持ち資材の状況だとか、会社にいる技能者の熟練度だとか、下請の状況みたいなものを勘案して、そこからどのくらいは安くできるかということを考えて入札に参加していると考えております。

必ずしも落札率が高いから、それがよくないというようなことではなくて、標準的な工事費からどのくらい会社の経費を差し引いて入札できるかという結果なので、必ずしも悪いとは考えておりません。

土橋委員

金額はもう積算して、これがこの金額だというものを出しているから、それに近いものがあったらいいというのが今の話。それも落札率99.9%では、もう100万円ばかり引かないで100%で出せばいいではないかと思うくらいのところなんだよね。それを、これもそう、その前のやつもそうと言って、いずれも全部競争入札と言いながら、1社しか参加しないようなシステムというのはいかがなものかな。

競争入札だから、なんかみんなが「俺だったら、この辺のところをもう少し省いて、7億円を切った金額で出せる」とか、そういうのを競争入札と言うんだと思うけど、出したところがそのまま全部決まってしまうというのはなんかおかしい。これは誰もが考えると思う。

自分たちがつくっているという人たちは、「うん。これでいいだ」と言っているかもしれないけど、では、町じゅうに、今回も落札率99%で、入札したけど1人だったとかということ、なんかどこかで調整をしたり、そういうことしているのではないかなと思われても仕方ないというような気がします。

有泉技術管理課長 入札参加のできる設定ですけれども、これにつきましては、一般競争入札の要綱だと20社から30社以上ということですが、私どもも1社入札がふえてきているということもございまして、なるべく多くの人に参加できるような条件を設定しております。

随分と多くの方が参加できるような設定をしておりますので、その中でたまたま入札したのが1社だったということだと理解しております。

土橋委員

たまたま今回も前回もその前も1社だということがおかしい。少なくとも、課長たちはたまたまだったと言うかもしれないけど、私はたまたま1社というのもおかしい、落札率99.9%というのもおかしいと思う。そうを感じたから今、発言させてもらいました。

白壁委員

ここの物件のJVの構成要件をちゃんと言ったほうがいいよ。わかる？

あと、土木工事業Aなど参加資格をちゃんと言っておいて。それで大体20社から30社ぐらいの中でJVを組むということで、20から30という会社があって、もしかしてあんまりもうかる物件ではないから、みんなが手をつけないのかもしれないよね。

だから、しっかりと皆さんが計算してやっているんだろうけど、物によっては、そうかもしれない。わからないんだよ。何でほかの人たちが応札してこないのかということもわからない。

まず、JVの構成や要件があると思うけど、それをちょっと教えてくれる？

飯野道路整備課長 この工事の参加要件でございます。

まず、この工事は3社を構成する共同企業体、3社JVといたします。

それから、まず、本店所在地についてでございます。その3社JVのうちの代表構成員及びほか2つ構成員、これも県内でございます。

次に、参加資格としましては、3社とも土木工事業Aでございます。

次に、企業の施工実績といたしまして、場所打ち杭を含む橋梁下部工事。ただし、元請として請け負い、平成16年4月1日以降に完成・引渡し日の工事。

それから、配置予定技術者、資格及び施工実績ということで、予定技術者の資格は管理技術者資格者証及び管理技術者講習終了証を保有する1級土木施工管理技士または同等以上の資格を有する者、等々となっております。

白壁委員　　そういう話をすると、結果的にその実績がなければだめだろうということだよな。

それを合わせていくと20社から30社あるの？ 20社から30社の中で3社JVのものが組めるということだね？ どう？

飯野道路整備課長　先ほどの、まず、代表構成員、それから構成員、これは全てクラスAということなので、このAの業者は全県で86社程度でございます。86社程度で3社JVということですから、二十七、八社は構成できると。そのうち、先ほど、場所打ち杭等を含む橋梁下部工事の施工実績のある会社というのがやっぱり数十社ございました。

(質疑終了後、飯野道路整備課長から追加説明の申し出があり、入札参加可能の企業数について、3社JVのうち、代表構成員に求めている場所打ち杭を含む橋梁下部工事の実績を有する県内の企業は、土木工事業A89社のうち59社がこの実績を有しており、この案件に入札参加できるJVの数は、29JVの構成が可能であるとの説明があった。)

白壁委員　　これは本社が県内にあるといっても、やっぱり地理的要因で地元のということか、この周辺の人たちだよな？ やっぱりJVがということになってしまうんだろけど。一般の人たちからするとやっぱりこういう捉え方というのはあると思う。だからといって、お願いをしてJV組んでくれというわけにはいかない。だから、こういうものはなんか対策を打つことも考えていかないと。一般的に考えていったときに、我々が考えているもの以外のところで行われていることかもしれないけど、例えばさっき言ったように、「この物件はもうからない」「こんなの誰がとる」と。「入札不調にしまえ」というやつを、「まあ、それでもしょうがない。とってやろうか」といってとっているのかもしれない。それはわからないけど。

もしくは技術者がいないのかもしれない。集中しているのかもしれない。たまたまその近所で他の工事をやっていて、近接工事だとれないのかもしれない。それはわからない。だけど、そういった何社かでJVを組めるような方法というのはぜひ考えていくべきだと思う。一般的に言ったときにだよ。

そうしないと、こういう話になる。原因は何だかよくわからないんだけど、対策が打てないという話になるかもしれないけど、こういう捉え方というのは、一般的な人たちはあるということを知ってほしいと思う。どうでしょう？

丹澤県土整備部長　この入札契約制度につきましては、もう少し丁寧に説明しなければならない部分もあるので、若干御説明させていただきます。

先ほど来、総務課長あるいは技術管理課長、道路整備課長が説明しておりでございますが、つけ加えさせていただきますと、競争性を担保するとい

うのはまず鉄則でございますので、参加資格を余り絞らないというのは事実でございます。

予定価格の事前公表でございますが、全国的にも半数ほどの自治体はやってございます。入札を手控える会社があるとしたら、例えばそこに参加しようとしても、予定価格が公表されており、自分が見積もってそれよりオーバーすれば、当然失格になるわけですから、手控えてしまうというのものもあるのかもしれない。

もう一つは、技術者が減っているということは事実でございます。これは公共投資が、この十年来減ってきて、4割とか6割とか言われている中で、業者数も減っております。当然その中で働いておる技術者、あるいは技能者も減っているというのは事実でございますので、私どもの発注量も減っているかわりに技術の市場も減っているということでございますので、競争がしづらい状況はなっているというのは現在の市場が状況であると考えてございます。

あと、私ども発注者としては、入札契約適正化法とか、品質確保法とか、さまざまな入札契約制度にまつわる法律が出てきておりまして、これにのっとりまして、入札条件を含めた案件は全て四半期に一遍、入札監視委員会に全て提出して、公開で審議いただいております。

その中で、抽出で御議論いただいているんですが、そういうところにも出しまして、透明性という部分においてしっかり皆様に見ていただくようにしているところでございますが、結果として、このように1社入札というのは、全国的にも非常に多くなっていると聞いております。

山梨県もその中でも1社入札がちょっと多く見えるというのは事実でございますので、これは認めるところでございますが、私どもも技術者が足りないと言えば、技術者が複数工事持っていよいよとか、常々そういう参加要件の改定はさせていただいて、問題があればあったなりにシステムを改定するというのもございます。

きょう御議論いただいた、こういう見え方も世間はしているんだよという御提言も受けまして、今後の改定作業、あるいは入札契約制度の見直しというものを図っていきたいと思っています。

もう一度申しますと、毎年見直しをやって、少しでもいい方法にしていきたいと思っていますので、また、こういう契約案件につきまして、次回の報告ではもう少し、より進んだ取り組みをしているというような御報告もさせていただけるように取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(県営住宅の長寿命化について)

望月（勝）委員 先ほどの県営住宅の関係で、保証人等の要件がだいぶ緩和されたということの中で、1点聞きたいんですけど、県下にある県営住宅も相当老朽化している、また築何年かたって、手を加えなければならぬところが非常にあると思うん

ですけど、今後県営住宅の長寿命化の取り組みについてお伺いしたいと思いますが。

大澤住宅対策室長 長寿命化の取り組みという御質問でございます。

県営住宅でございますが、約7,700戸ございまして、そのうち昭和40年代以前が1,400戸、昭和50年代が約2,700戸、昭和60年代以降が3,600戸ということで、昭和40年代から昭和50年代にかけてまして更新時期を迎えているという状況でございます。

そうした中で、昭和40年代の建物は住戸面積も狭いということで、用途廃止や建てかえを行うこと、それと、あと昭和50年代の建物は水回り設備や外壁や防水、こういうものを改修いたしまして長く使っていこうという方向でやっております。

長寿命化計画ですが、今ある計画が明年度で終期を迎えることとなります。そのため、今年度からの次期計画の改定作業を進めておりまして、用途廃止ですとか、あと民間の活用、こういったものも視野に入れながら、あと、公営住宅の将来需要ですね、人口の減少等とか将来事情も視野に入れながら、次期計画の策定に取り組んでいきたいと思っております。

望月（勝）委員 特に先ほども申しましたが、移住の関係で、こうした県営住宅が多くの皆さんに活用されるということを考えながら、この長寿命化のほうも考慮していただきたいと思えます。

（中部横断自動車道のトンネルコンクリート片落下について）

それからもう1点、中部横断自動車道の関係で、ことしの3月10日に開通した直轄部分の中で、トンネルのつなぎ目からか、コンクリート破片が落ちたということで、通行どめにして調査したようでございますが、その辺について、どのような状況になっているのか、またその辺の原因についても教えてもらいたいと思えます。

秋山高速道路推進課長 中部横断自動車道のコンクリートの落下の件ですけれども、細かい原因につきましては、現在、国のほうで調査中ということで聞いておりますので、その原因につきましては、また結果が出次第、広報等でお知らせをさせていただきたいと思っております。現在、調査中と私どもも聞いております。

望月（勝）委員 調査中ということでありますが、ここは来年には県境まで全線開通になると思うんですけど、その辺の部分についても、そうした調査をしっかりとさせていただきたい。開通してから、夜や昼間に通行どめとか、そういうことのないように。高速道路ですから、もう始まったらどんどん開通させるということで、中央道の笹子トンネルのような問題が出ないように、そういうことも考えながら調査してもらいたい。また、これからの全線開通に対して、完成後のそうした被害が出ないように、ぜひとも調査してもらいたいと思えます。

秋山高速道路推進課長 今、御指摘いただきました件につきましては、私どものほうから、国へ話をさせていただきたいと思えます。

望月（勝）委員 来年の開通を控えて中部横断自動車道は、安心安全に利用できる道路だということで出発したんですけど、皆さんが今非常に心配して、開通しても途中途がこういう状況にならないかとか、またほかの問題も出ないのかという状況

もありますので、その辺について、特に部長にもよくお願いをしておきます。

丹澤県土整備部長 今回の御指摘のとおりでございます。

新しくつくった道路からこういう事故が起こるといのは、本当に許しがたいことでございます。今、予算編成の中で、大きなテーマがインフラメンテナンスということでございます。新しいものにそういうことがあってはいけませんが、より古いものはそういうリスクが多くございまして、新たにつくるものということとあわせて、老朽化の問題というは予算的にも非常に大きくなっていますので、強靱化の中でそういった既存の施設についてのメンテナンスもしっかりやっていくというように考えております。

(市町村の土木専門職の確保について)

遠藤委員

市町村の土木専門職の人材確保が、今、大変な状況であるということ町村会から情報を得ましたことで、少しでも改善に向かえばということで質問させていただきたいと思っております。

今、現状については、今年度、5町村がそれぞれ若干名募集したにもかかわらず、申し込み者が2町で2名、合格者が1名ということでありました。

昨年度も同じような状況で5町村が募集したところ、1町で申し込み者が3人、そのうち合格者が2人というような状況で、今回、先ほど来の議論の中にありますように、大きな災害などでいろいろな事務事業が町村、あるいは県とのやりとりの中で出てくるようなこともある中で、現場で対応するのが非常に難しい状況があるのではないかと。町村側としては非常にその辺を危惧しているということで、現状をどういうふう認識をされているのかという点についてお伺いをいたします。

有泉技術管理課長 確かに委員のおっしゃるとおり、今年度に災害がありまして、市町村では非常に大変な思いをしたと聞いております。

また、市町村の土木技術者数ですけれども、県内27市町村あるんですけれども、土木技術者がいない市町村が14市町村。1人から5人と少ない市町村も6市町村あるという状況でございます。

ここ近年、10年間になるんですけれども、10年前は市町村全員で約200人の土木技術者がおられましたけれども、それが160人と、約40人ほど減少しているという状況です。

遠藤委員

町村会のほうから、例えば教育委員会の指導主事みたいな感じで、県職員として採用して、そして、そういう自治体の面倒を見るようなことは今後できないかみたいな話をいただいているんですが、その辺について、今後も含めて何か考えがありましたらお話を伺いたい。

有泉技術管理課長 土木関係の仕事につきましては、入札契約の仕事とか建設業法の仕事、現場管理をする仕事とか、多岐にわたっております。それに基づく法律もたくさんあるということで、職員の皆様には事務の進め方等をしっかり勉強していただくとか、そういうことが必要かなと思っております。

県では今、職員の交流ということで、土木職員を市町村に派遣して、あと、市町村の職員が県のほうに来るといようなシステムで、これで2名の職員が交流で行っています。

あと、市町村の職員の受け入れということで、市町村のほうから職員を受け入れて、県で仕事をしていただくといようなことで、4名の皆さんに来てい

ただいてやっているというような状況です。

交流で長い仕事に携わっていただくのはこういうことですけれども、全ての人が来ていただくということはできないので、市町村の職員は事務職員の方が多いと思われますけれども、職場での課題をすぐに解決することも大切かなと思っております。

これにつきましては、4建設事務所に市町村の工事を指導する担当などを配置しておりますので、この担当に相談していただくというようなことをしていただければと思っております。

また、今、採用が少ないというようなお話がございましたけれども、県でも大学生などをインターンシップとして受け入れて、公務員の仕事というものの大切さみたいなものを少しでも学んでいただくような機会を設けております。県ばかりではなくて、市町村のほうもこういうもので少しでも人材が確保できればと思っております。このような活動を引き続き続けていければと思っております。

遠藤委員 今、改善内容として、各建設事務所にそういう対応をするセクションがあるということで、その辺はできるだけ広報してもらって、活用していただくような方向がいいと思えますけれども、インターンシップの制度があるということだったんですが、それは土木専門職とか、そういうジャンル分けしたインターンシップ制度ということでしょうか。

有泉技術管理課長 土木系の大学を対象にして、インターンシップを行っていただいております。本年度は15名の学生が来ております。昨年度は26名と、比較的多くの学生に来ていただいていると認識しております。

遠藤委員 それを今後、町村も含めて一緒に活動していくという方向をできれば出していただいて、町村会にも投げかけてみるべきと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

有泉技術管理課長 土木関係の職員を町村に採用していただくためにも、学生さんに理解していただくというのは重要だと思いますので、町村会にもインターンシップの活動についてアナウンスさせていただければと思っております。

(建設業界の人材不足について)

遠藤委員 それからもう1点、先ほど来の町村会からの提案の中でも、人材不足から来るような条例の改正とか、入札制度なんかの問題点も、多分関連していると思うんですけれども、建設業界の人材不足という部分が根底にある。もとは仕事が少なくなってきたということで、負の連鎖みたいなことに陥っていると思うんですけれども、その中で、これは12月3日の山日新聞にあったように、建設業界のほうで新3Kということで、イメージアップ作戦ではないんですけれども、こういう広報しているという部分があるので、この辺について担当課はどういうふうに状況把握して支援をしているのかという点についてお伺いしたいと思えます。

有泉技術管理課長 建設業はインフラの整備の担い手としても重要ですし、災害時はいち早く現場に駆けつけていただくということで、インフラの守り手としても非常に重要な位置を占めていると認識しております。

今、建設産業の就労者は非常に減少しているような状況ですけれども、私ど

もも3Kという「きつい・汚い・危険」を払拭して、新3Kの取り組みということで、何点か県でもやっているものがございます。

まず1点が、他の産業でも浸透しているんですけども、やっぱり土日は休みたいということで、週休2日を進めるような事業を実施しております。

また、公共事業というのは1、2、3月期が非常に忙しくて、4、5、6月期は非常に工事が少ないというようなこともございますので、そういうものがある程度平らにならして、工事が通年あるというような対策、平準化というんですけれども、そういうようなものも行っております。

また、「きつい」とかいうものの対策として、今、情報化施工ということで、コンピューターや通信などを使って、機械を制御して行うような施工をしております。こういうものをする、のり面の上のほうで危険なところに行って丁張りをかけるとか、そういうことをしなくても工事が行えるということになりますので、このような対策も行っているところです。

また、建設産業の魅力というものもなかなか伝えきれてないと感じておりますので、こういう建設業界の魅力をPRするような活動も行っております。

遠藤委員

週休2日とか工事の平準化というのは確かに叫ばれているんですが、どうもいろいろな団体のお話を聞く限り、現場では対応がされていない。例えば雨が降れば休みになってしまうとか、本当に現場対応が厳しいという状況もあるので、絵に描いた餅にならないような方策を見出してもらいたいと思うんですけども、その辺について業界団体とはどういう議論がなされているのかお伺いいたします。

有泉技術管理課長 制度ができたときとか、変わったときについては、業界団体にアナウンスさせていただいておりますけれども、それだけではなかなか浸透しないということがございますので、本年度は事業者向け、また、うちの職員もよくわからないとうまくないので、職員向けのパンフレットとして簡単なものを作成しましたので、そういうものを受注者が決まったときの最初の打ち合わせのときに活用して、理解がより進むような方策を今年度からとっているというような状況です。

遠藤委員

いろいろ状況を見ながら進めているということだと思いますけれども、今後、先ほど魅力を発信するような話をされておりましたが、そのターゲットにどういったところで伝えているのか。その場も重要な部分だと思うし、ちゃんと、受け手の効果があるところで発していかないとならないと思うんですけれども、その辺について、現状どういったところで魅力の発信をされているのか。どういったところをターゲットにしているのかお伺いいたします。

有泉技術管理課長 建設業の魅力発信につきましては、産学官でつくっている協議会がございまして、その協議会を活用するような形でPR活動をしております。

まずは県民の日とか、建設業協会が中心に行うんですけれども、建設祭りみたいなものに県のPRブースを出して、そこでPRしております。県民の日につきましては、お子様から親御様まで、子連れの方がたくさん来ていただいておりますので、県民全般にPRできているのかなと思っています。建設祭りについては、小学生みたいな小さい子が結構おられて、人気があるというようなことなので、小さいうちから建設産業に興味を持っていただくというような取り組みをしているところです。

遠藤委員

確かに小さい子供というのは、ブルドーザーとか、働く車みたいなものに興味があったり、好きだったりするんですけども、そこから物心がついて、ちゃんと自分の将来の設計をしていっていうところまでつなげていくということは大切だと思うんですけども、例えば、これは12月10日の山日新聞だと思いますが、教員を目指す学生も少なくなってきたということで、県教委は図書館でそういうパネルディスカッションみたいなことをやったとか、あるいは介護人材不足なんかは学校に現場の職員も派遣して、そういうことを指導しているということもあるようです。

そういうことを含めて、やっぱり取っかかりだけではなくて、教育機関とうまく連携をしながら、そういうことをわかってもらう必要もあるかと思えますけれども、その辺についてはいかがでしょう。

小俣建設業対策室長 委員御指摘のとおり、これまで建設業協会、教育関係、それぞれ事業を行ってきたわけですが、やはり小学生には小学生なりの、中学生には中学生向け、高校生でも建設課程で勉強している方には資格取得の支援ですとかインターンシップ事業の実施など、また、普通科高校で勉学をされている方にも建設業の魅力というような点を情報提供しながら、人材の確保に努めていかなければならないと考えております。

そこで、今後は建設業協会を含めた産業界と、小学校、中学校、高校等を含めた教育委員会、そして、国の労働局や県の行政機関が情報を共有し、役割をしっかりと分担しながら人材の確保や育成に努めていかなければならないと思っていますので、今後協働体制の構築に向けて進めていきたいと考えております。

遠藤委員

わかりました。

国勢調査の情報ですと、もちろん人口全体が減っているんですが、若手の減少率が非常に高いということで、心配をしている部分もあります。先ほどの町村職員の件も含めて、やっぱり、みんなで連携をとって、情報交換をして、業界を盛り上げていく、あるいは対応をしていくことは大切だと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

丹澤県土整備部長 いろいろと広範囲にわたって、今の建設産業を取り巻く大きな課題である人材不足について御議論いただいたところでございます。ありがとうございます。

先ほど来、建設業対策室長、技術管理課長が申しているとおりでございますが、もう少し私どもも幅広い取り組みをしないと、とりあえずこうしていこうではなくて、息の長い取り組みでこの建設産業というものを盛り上げていかなければいけないと思っております。

話の順序が変わりますが、今回の台風災害を見ましても、幸いにも人的被害はなかったということでございますが、一步間違えば、今も復旧で大変な状況だったのかもしれない。

先日の応急復旧においても、建設業会には、かなり協力いただいたんですが、結構手一杯なエリアもあったと聞いてございます。ですから、これ以上建設産業が衰退してしまうと、私ども県民の生命、財産を守れなくなってしまうと。幾ら行政が音頭をとっても、実行していただく方たちがいないのであれば、今の施策ができなくなるわけでございますので、私どもも建設産業をどうやって残してくんだということを大きなテーマであると捉えまして、人材だけではなくて、いろいろな分野で取り組みを進めていきたいと思っております。

(建設設計委託について)

白壁委員

建築の設計委託業務のことでお伺いしたいんですけど、まず1つは、先ほど落札率99.9%だとか、99.1%というところで、競争が成り立たないのではないかという話がありました。

片や、建築の設計業務委託というのは、1,000万円未満のものについては最低限度価格が設定されてない。これについてはやっぱり品確法ではないですけど、品質確保の問題。

先ほど部長の話にもありましたように、いわゆる担い手の確保のためにも最低限度価格というのは必要であろうと。極端に言ってしまうと、地方自治法施行令第167条の10の第2項と同じような、いわゆるダンピングといったところに発してしまうということでもありますので、こういうものは設定すべきだと思うんだけど、現状として、1,000万円未満の建築設計業務委託、これについては最低限度価格が設定してあるのでしょうか。

久保寺宮繕課長 1,000万円未満につきましては、最低制限価格につきましては設定してございません。

白壁委員

1,000万円以上の金額についてはいかがでしょう。

久保寺宮繕課長 1,000万円以上につきましては、国の予定価格が1,000万円を超えるものにつきましては最低制限価格の運用基準がございます。本県におきましては、1,000万円以上の設計業務価格につきましては、公募型の指名競争入札を導入しておりますので、広く公募をするということで、ダンピングですとか、粗雑設計を防止する必要性もございますので、この1,000万円以上の建築設計業務委託に対しまして、最低制限価格を設定してございます。

白壁委員

プロポーザル型をとっているということだね。そのときには、60%から80%というところの中の、今、何%を使っているんでしょう。

久保寺宮繕課長 最低制限価格の算定ですけれども、これにつきましては、国から示された基準がございまして、これを本県も使用してございます。この基準によりますと、最低制限価格というのは、個々の事案によって算出をする算定式になっておりまして、6割から8割の範囲の間において、個々の事案に応じて最低制限価格が設定されるという算定方法になっております。

具体的には6割、あるいは6割に近いものもありましたり、8割、あるいは8割に近いもの、この範囲内での個々の事案において算定がなされているという状況でございます。

白壁委員

一般的に最低制限価格というのは、さっき言った、地方自治法施行令第167条の10の第2項というやつが基本になっていて、なぜそれを設けるかということなんだよね。そういった最低限度の価格をその法律がもとになって設けなければならないというか、ダンピングを防ごうということなんだけど、どうして最低制限価格というものを設けてあると思いますか？

久保寺宮繕課長 最低制限価格の設定につきましては、ただいま委員御指摘のとおり、ダンピング、粗雑設計防止ということにつながりましたり、ひいては、下請業者へのしわ寄せですとか、従業員への待遇の悪化等につながるということで、最低制限価格が設けられていると承知してございます。

白壁委員

そういうことなんですね。

先ほど部長がいみじくも言われた、担い手の問題とか、ピーク時の90年前後から計算してくると、官民合わせた建設投資額というのは45%を切ってしまった。我々の地域のこういうものというのはだんだん業者が少なくなってくる。これは土木ばかりではない、建築もまた同じなんですよ。こういうものを何とかしておかなければならないということも一つある。担い手も確保しなければならない。なおかつ粗雑な工事、品質の管理、こういったものがあるから最低制限価格というのは設定してあると思う。だけど、何で1,000万円未満については設定していないの？

久保寺営繕課長 1,000万円未満につきましては、公募ではなくて指名競争入札制度を用いております、いわゆる適正な業者選定につきましては、県のほうで審査をし、指名をしているという状況が現在ございます。

指名制度につきましては、過去にダンピングがあり指名停止をしたとか、そういった点につきましても配慮しながら指名しているという状況でございます。

白壁委員

指名したらそういう法律に抵触するような人たちはいないということ？ 現状でも、みんな最低限度ではないから、どんどん下のほうへ出して行って、競争の激化でだんだん経営ができないような業者も相当いる。ちょっと矛盾しているんだよね。

久保寺営繕課長 1,000万円未満の指名によって、落札した落札率の状況でございますけれども、平成25年から7年間で117件発注をいたしまして、3件になりますけれども、3件が約6割くらいを切ったというような状況がございますが、それ以外につきましては、余り低い金額でないというような状況がございます。

白壁委員

落札率99.9%になりました？

要は99.9%が高くて、6割がこうとかではなく、その中でどうなのといったときには、最低、今、土木だって8割とかいろんな数字が出ているんだけど、そういったところの最低制限価格というのは設定したほうがいいのではないんですかということをお願いしたいんだよね、1,000万円未満について。

片方は1,000万円以上でプロポーザルだから、提案型だから、だから、物件によっては6掛け。基本的には6掛けのところが多いんだけど、そういったものを設定しているのは、何でこっちがしないかという、指名入札だから？ そんなことはない。指名入札だったらその3件だって全部そんなことないわけじゃない。やっぱりそういうものをちゃんとやっていくべきだと思う。

これをやらないと、やっぱりさっきから言うとおりの、品質確保や担い手の問題で設計事務所がいなくなってしまうよ。設計事務所が雪かきをするわけではないけど、そういう人たちもいないよということを行っている。どうだろう？

久保寺営繕課長 ただいま御指摘にございましたとおり、担い手の問題ですとか、設計事務所の育成という観点、それから、良質な公共建築の調達に向けました粗雑設計の防止対策につきましては、大変重要であると考えてございます。

このため、まずは、1,000万円未満の設計業務の状況把握ですとか、分析を行いまして、導入している県の実施状況ですとか、課題整理などを行いまして、今後の検討課題として取り組んでまいります。

白壁委員

過去もいろいろ挙げていたりしているんだけど、こういうものをしっかりと前向きにやっていてもらいたい。

それともう1点、県内には設計事務所が相当あると思うんですけど、今、県内の設計事務所というのはどのぐらいあるか、ぱっとわかりますか？

要は、県内の中でもそれなりの設計事務所は幾つかある。例えば、今現状はそんなに建築の物件は少ないんだけど、今は高校なんかの建てかえをやっているんだけど、例えば県立図書館、あそこは東京の設計事務所が入った。何で地元の人たちができないのと言うと、山梨の業者では力がないとか提案力がないとか、なんかよく訳のわかんないこと言うんだけど。確かにそれもプロポーザルだね。提案型だよ。

何で地元の人たちがとれないのかな。何でわざわざ東京の業者にさせるのかな。橋梁も何社かあったけど、もう1社しかないんで。でも、県外の業者というわけにいかないでしょう。地元業者の育成をしてかなければならない。山梨県に橋梁屋さんが1件もなくなるよ。何で建築の業務を県外の業者がやるの？ どういう理由？

久保寺営繕課長 建築の設計業務の発注でございますけれども、営繕課におきましては、基本的な方針といたしまして、県内に発注してございます。

ただいま委員の御指摘にございました県立図書館ですとか、規模が大きく複雑であるものですとか、特殊な用途であるものですとか、あるいは県外には事例が多くても県内には事例が少ないような施設につきましては、所管する事業課におきましてプロポーザルを実施し、最もすぐれた設計者を選ぶということにしている事例がございます。

件数につきましては、多くはございませんけれども、この選定に当たりましてはJ Vという形で、県内の業者もJ Vの中に参加してもらおうというような要件を通常設けてございます。県立図書館なんかでも県外と県内でJ Vを組んで、県内の方につきましては、そこで経験を積み、県内の他の施設に今後設計等の技術を広めていっていただくというような実績づくり等も行っております。

白壁委員

営繕課は物をつくるところで、事業課のほうでそれ決めてくると言いたいんでしょうけど、我々からすると、各事業課で全部それを言うのという話になるから、代表的なところはここの総務委員会が言わなければならないんだけど、要は、地元の人たち。前はちゃんと設計団をつくって応札していた、何社かの県内の設計事務所が。

そういう県外とレベルが違うんだとか、大手だからこうだとか、超高層をつくっているわけではないんだから、この程度のもので十分いけると思うんだけど、どうしても事業課のほうが、「ブランドではありません。提案力がすごいです」と。そんなことないんだよね。ちゃんと今、山梨県の設計事務所がつくったやつだって、提案力がある。

ただ、今度、さっき言ったようにダンピングが始まると、自分のところで工務店を抱えているところと抱えてないところの違いだとか、幾つか出てくるのかもしれない。でも、限りなく地元の設計事務所の育成と保護のためにも地元の設計事務所を使うように。本店が山梨県内にあるというだけで、もうそれだけでオッケー。支店ではないよ、本店だよ。所在地が山梨県内。その育成のために、ぜひそういったものを考えてもらいたい。

これからはそんなに多くはない。それは間違いない。今から大きな箱物をどんどんつくろうなんていう時代ではないから。でも、これからは道路整備課よ

りも道路管理課という時代だから、さっき望月委員も言われたように、これから長寿命化をやっていくという話。新しいものではないかもしれないけど、ぜひ地元の建築設計屋を育成していってもらいたい。保護していってもらおう。変な意味ではなく、ぜひ育てていってもらいたいと思う。

丹澤県土整備部長 白壁委員のおっしゃるとおりでございます。

もう一つ背景だけ言わせていただきますと、価格競争による経済性の追求というのも大事なことです。ただ、品質を確保するために提案をいただくことも大事なことです。そのための技術者がいるということは承知してございます。ですから、それが人材育成にもつながるところでございます。

それともう1点が、公共工事の品質確保法というものが平成16年にできて、3年後にまた改正になったんですが、そこにコンサル業務というのが初めて入ったわけです。要するに、公共調達においては、公共工事と同じようにしていこうと。これは最低制限価格の話にも通じることでございましょうし、入札契約制度も同じような土俵でやっていこうということであろうかと思っております。

まさしく今、設計業務についても過渡期であるという状況でございますので、いただいた御提案、あるいは御教授いただいた内容につきまして、しっかりここで共有しまして、しかるべき改善点を見出していきたいと思っております。

主な質疑等 森林環境部関係

※第117号 令和元年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(林道災害復旧費について)

望月(勝)委員 台風19号による災害復旧関係の予算がここに計上されているわけですが、今回の台風19号で、地域的にもだいぶ違うと思うんですけど、全路線のうち何路線で災害を受けたのか、その辺の状況を教えてもらえれば。

山田治山林道課長 県営、市町村営林道と合わせて40路線におきまして、のり面の崩壊とか路側の決壊など、114カ所が被災しております。被害額につきましては17億7,758万4,000円という状況でございます。

望月(勝)委員 特に、台風19号の激甚災害の関係で、関東地方から東北地方にかけて、特に山岳地帯に被害が多かったんですけど、今、17億円余の被害総額という話があったんですけど、今回の予算では林道で5億円余と計上されているんですけど、この差はどのような理由か教えてもらっていいですか。

山田治山林道課長 御存じのように、林道は標高の高いところを通っています。これから冬期に入るということで、工事の着手ができない箇所が非常に多いことから、本年度は、本年度中に工事に着手できる箇所につきまして、予算計上させていただいたところがございます。

生活に係る林道等も多々ありますので、そちらのほうは今回の復旧工事では着手できるような形をとらせていただいているところがございます。

望月(勝)委員 今の説明だと、冬期には雪とかまた凍結とか、そういう状況で工事の着工ができないと。道路現場も恐らく危なくて工事どころではないということであり、今の話だと、生活道路に使用される林道はほとんど、工事着工できるという話でございますが、それは間違いなくそういう状況でいきますか。

山田治山林道課長 現在、まだ災害査定を受けている状況でございますが、災害査定後には速やかに発注していきたいと考えているところがございます。

望月(勝)委員 生活に密着した林道のところもありますから、これは地元市町村と相談しながら、そこもよく考慮していただきながら、事業をお願いしたいと思います。

山田治山林道課長 委員おっしゃるように、生活にかかわる林道は多々ありますので、市町村とも連携を図りながら、速やかな発注ができるように、そして、なるべく早く復旧できますように努めていきたいと思っています。

(財源について)

遠藤委員 今、林道の質問だったんですけども、国補と県費の差が相当違うんですけども、その辺の配分はどういうふうになっているのか。

山田治山林道課長 市町村に補助する部分は、国補の部分のみになります。県営林道につま

しては、国からの補助金プラス県の持ち出し分ということで、そこに差が出てきているということでございます。

遠藤委員　　つまり国補の部分の中で市町村にスルーするものがあって、それと県の管理をしている林道とはまた分かれているということで、復旧災害に関してはこれだけの差が出ているという理解でよろしいでしょうか。

山田治山林道課長　そのとおりでございます。

（質疑終了後、山田治山林道課長から、遠藤委員の質疑に対する答弁に訂正の申し出があり、森の5ページの県費の部分は事務費であり、事務費は国補の対象とならず、それ以外の部分が国費になっている。また、一般会計に計上し、その後、恩賜特別会計に補助する形になっているので、先ほどの答弁は恩賜特別会計も含めての説明であったとの答弁があった。）

（小規模治山災害復旧事業費について）

市川副委員長　　県単事業と国補事業の違いを教えてください。

山田治山林道課長　治山事業につきましては採択要件がございまして、国補事業の場合は、人家等が10戸以上あるとか、それ以外に道路等のインフラに被害を及ぼす、または及ぼすおそれがあるというような箇所が対象になります。

一番大きな部分としますと、1事業当たり600万円以上というところが基本になっています。実際には、保安林等に指定されていることが必要になります。保安林になってなくても、保安林になることが確実ということであれば、国の補助採択を受けられるというものでございます。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第118号 令和元年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑　　なし

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第123号 訴えの提起の件

質疑

白壁委員　　相手方はどういう原因でこういうことになったのか。

斉藤県有林課長 相手方は、平成18年にこの別荘用地を契約しましたが、平成21年4月以降の土地貸付料を滞納しておりまして、平成26年6月末に契約は解除になっております。平成21年度から平成25年度につきましては、一度訴えの提起をしまして請求の権利を得ているわけですが、平成26年度分の4月から6月分につきましては、このままだと5年経過し、消滅時効になってしまいますので、時効の中断を図る提起を図るものでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

主な質疑

(外来生物への対応について)

藤本委員 外来生物についてですが、本県では、河川ですとか、ブラックバスとかブルーギルとか、そういった生き物が大変多いと。まだヒアリは確認されてはおりませんが、今、国際的に見たときに、人の往来ですとか、物が行き来をしていて、どこにどういう形で付着していたり、新たな生活環境を求めて拡大していくかわからないんですけど、そこら辺について、今、県としてどういう形で対応をされているのか。また、どういうふうに関後対処していくのか、教えてください。

関みどり自然課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

今、おっしゃいましたとおり、外来種というのは人間の活動によって海外から持ち込まれるケースが多くございます。

また、1回国内に入りますと、非常に繁殖力が強いものもございまして、日本の在来種の生存を脅かしたり、また、生態系に被害を与えるということで、自然環境に大きな影響を与えておるところでございまして。

自然環境のみならず、その被害につきましては、今、委員がおっしゃったとおり、例えばヒアリなどにつきましては、人の生命及び身体、また、農林水産業や景観の破壊など、さまざまな被害をもたらしております。

ということで、こうした外来生物につきましては、環境省もホームページなどで掲載しておりますが、何より早期発見と防除が重要であるということでございます。

このため、現在の県の取り組みですけれども、外来生物のリストや見分け方などにつきまして、ホームページで広く周知を行っております。また、あわせて、駆除の方法などの情報提供も積極的に行っているところでございます。

今後におきましては、市町村や民間団体と連携をさせていただきながら、地域での取り組みを促進してまいりたいと考えております。

藤本委員 今後、農産物の国外への輸出拡大ということで、今、県もJAも積極的に推奨作物の輸出のための、それを確立していこうとしているんですけど、そういった果樹農家とか、あるいは今、豚コレラで畜産の話題があるんですけど、そういった家畜への影響とか、そういうところまでぜひ考えていただいて、J

Aなどの関係機関とも意見交換を密にして、瀬戸際で防げるよう、リスク管理の強化、意識の醸成といいますか、機運の醸成を県としてももう少し積極的に努めていただきたいと思います。

関みどり自然課長 何より水際対策ということで、空港とか港については国が中心でやっただけにいたっていますけれども、県といたしましても、県内で新しい外来生物などが見つかったときには、住民の方々に対して、身近な市町村ですとか、県の機関に連絡をするようお願いをしているところです。

そういった情報がありました場合には、その都度、市町村職員ですとか、県の職員が現地に赴く中で、確認とか防除の作業をしているところがございますので、今後とも関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

- その他
- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
 - ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
 - ・ 継続審査案件調査の場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を明年1月31日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
 - ・ 閉会中の継続審査にかかる10月28日に実施した県内調査について、議長あてに報告を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 宮 本 秀 憲